

知財の広場

「特許非公開制度に思う」

経済安全保障制度の4本柱（サプライチェーン、基幹インフラ、官民技術協力、特許非公開）の一つとして特許非公開制度が有識者会議で議論されています。

驚くべきは、G20の中で特許非公開制度が整備されていないのは、日本、メキシコ、アルゼンチンの3か国のみであることです。隣国の台頭を始めとする国際情勢の複雑化に追従できていない状況です。

経済はグローバル化されましたが、パリ条約は、属地主義を採用しており、世界特許を付与する制度も実現されていないことから、パリ条約加盟国の各々は、他の加盟国に対して自由技術というギフトを与え易い環境に置かれているものと考えます。例えば、日本人発明家が経済効果の高いある発明を国内で創作し、日本国特許庁にのみ特許出願した場合、外国においてその発明は自由技術となりますので、諸外国は、何ら研究開発投資しなくともその発明を合法的に実施できてしまいます。

出願費用や外国に拠点がないなどの理由で、日本国特許庁にのみ出願され、外国で自由技術となってしまった発明がたくさんあり、海外において市場を逃した事業も計り知れないかもしれません。

特許非公開制度は2段階の審査がなされるように検討が進められているようです。

上記審査と併せて、日本国の国際競争力を維持向上させる施策として、外国市場を独占するために外国での権利化が必要と思われる出願（発明等）を選別し、これをパテントプールできる市場があればと感じています。

川東 孝至(知財ナビゲーター)